特別支援教育就学奨励費について

(1)支給の目的

法律等に基づいて、特別支援学校に就学している生徒の保護者等の経済的な負担を 軽減し、就学を奨励するため、その負担能力の程度に応じて就学に必要な諸経費が 支給されることになっています。

(2) 対象となる経費

通学費・給食費・教科書代・学用品・修学旅行費・校外活動費・交流学習費 など

(3)経費の支給基準

保護者から提出される書類に基づいて3段階の支弁段階が決定され、その段階に応じて支給されます。

なお、段階決定に必要な書類の提出がない場合は、経費の支給を受けられません。

(4)提出必要書類 別途学校よりご案内いたします。

(5) 経費が支給される時期

1年を6回に分けて次のように支給される予定です。

対象月	支給日
4~6月分	7月末~8月上旬
7月分	9月末~10月上旬
8~10月分	11月末~12月上旬
1 1 月分	12月下旬~1月上旬
12~1月分	2月末~3月上旬
2~3月分	4月上旬~中旬